国民年金の満額と納付月数 確かめシート（令和8年度）

社畜眼鏡｜YouTube「国民年金、納付360か月なら月52,956円の計算例｜満額は月70,608円【令和8年度】」の数字のまとめと、定期便の数字を書き写すページ

このシートは、日本年金機構の資料の数字を、2026年11月2日に確かめてまとめたものです。あなたの年金額を示すものではありません。1〜3節の計算例は、昭和31年4月2日以後生まれの方が65歳から受け取る場合の、納付済期間のみ・免除なしの概算です。

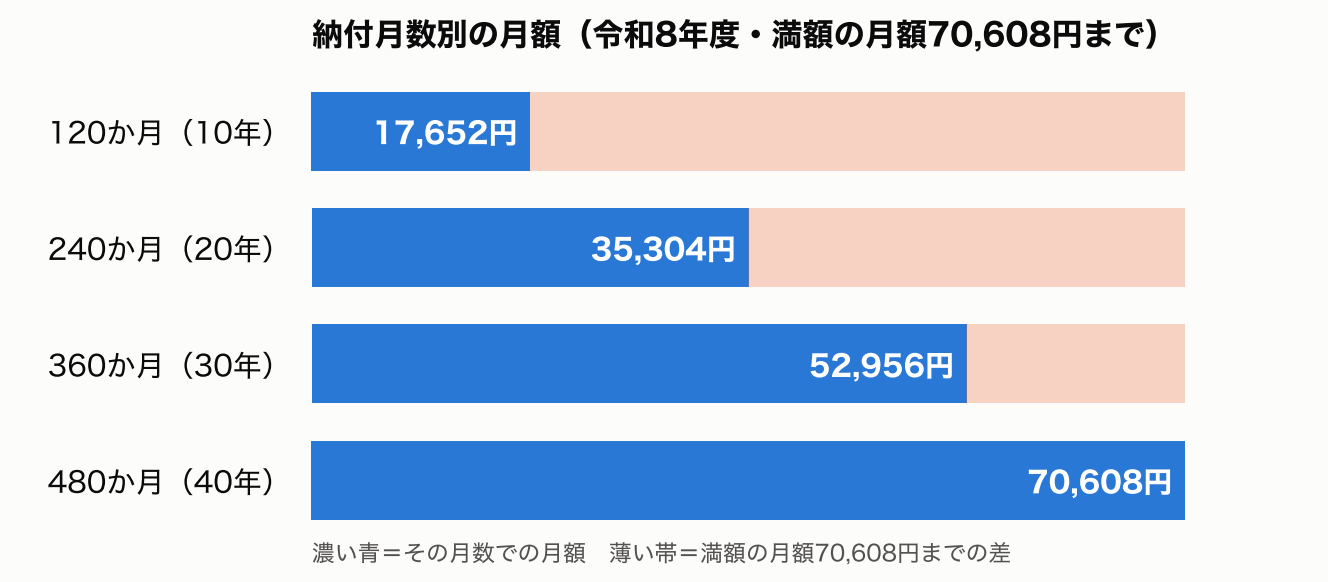
式（日本年金機構「老齢基礎年金の受給要件・支給開始時期・年金額」）：
847,300円 ×（保険料納付月数 ＋ 全額免除月数×8分の4 ＋ 4分の1納付月数×8分の5 ＋ 半額納付月数×8分の6 ＋ 4分の3納付月数×8分の7）÷（40年（加入可能年数）×12月）
昭和31年4月2日以後生まれの方。昭和31年4月1日以前生まれの方は844,900円（月額70,408円）。
月額70,608円：日本年金機構「令和8年4月分からの年金額等について」（更新日2026年4月1日）。847,300円÷12＝70,608.3…円。

1. 納付月数別の年金額（令和8年度・昭和31年4月2日以後生まれ）

納付月数	割合	年額（847,300円×月数÷480）	月額（70,608円×月数÷480）
120か月（10年）	120÷480	211,825円	17,652円
240か月（20年）	240÷480	423,650円	35,304円
300か月（25年）	300÷480	（年額は1円未満が出るため省略）	44,130円
360か月（30年）	360÷480	635,475円	52,956円
420か月（35年）	420÷480	（年額は1円未満が出るため省略）	61,782円
480か月（40年）	480÷480	847,300円	70,608円

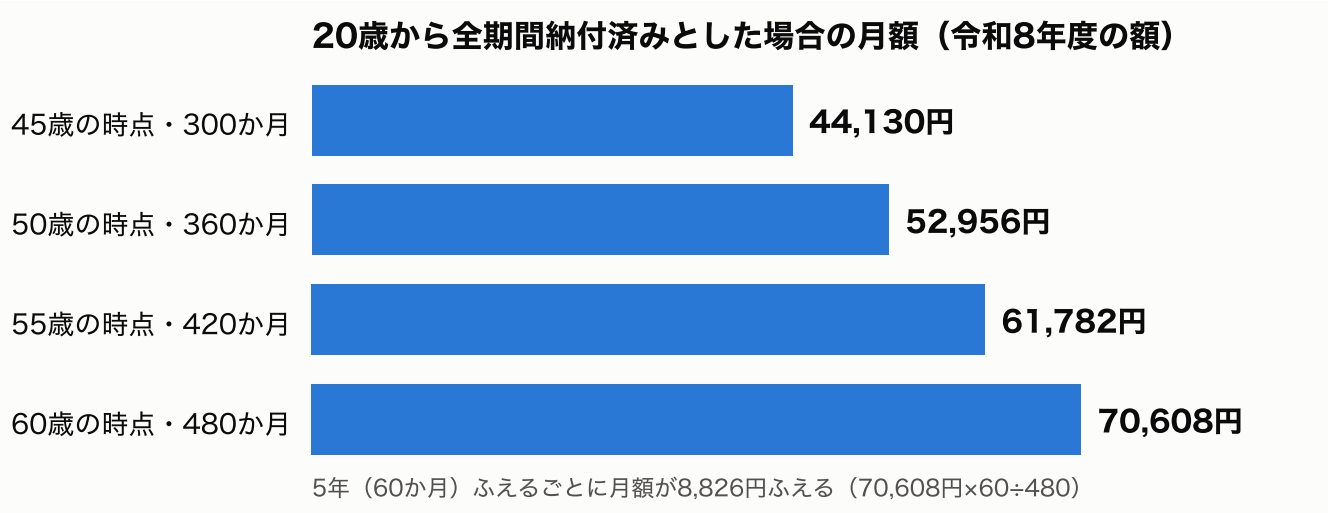
月額は、満額の月額70,608円に納付月数を掛けて480で割った額。上の月数では1円未満が出ません。1円未満の端数は、本資料の概算表示上のみ便宜上切り捨てています（資料では任意の月数の端数処理を確認できません）。実際の決定額・端数処理を示すものではありません。免除がない場合の計算です。65歳から受け取り始める場合の老齢基礎

年金の額です（繰上げ・繰下げは計算していません）。



2. 45歳から60歳になるまで（20歳から全期間納付済みとした場合・この資料の数え方）

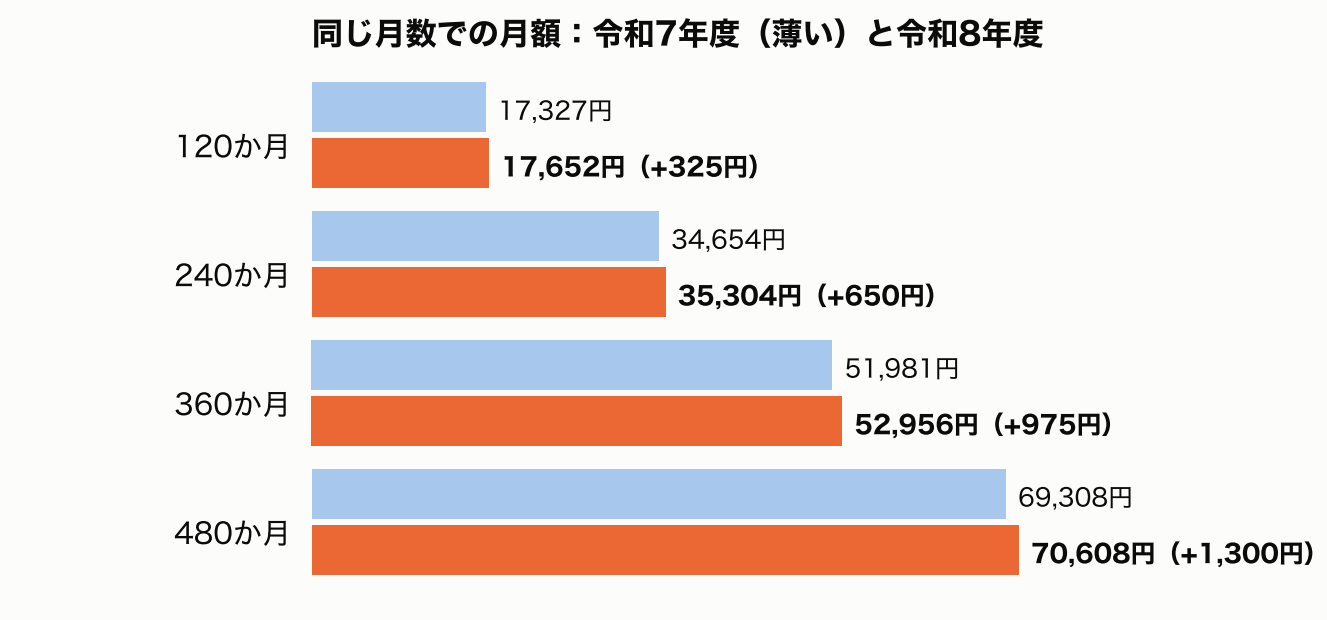
その年齢の時点	20歳からの月数	月額（令和8年度の額で計算）
45歳	25年＝300か月	44,130円
50歳	30年＝360か月	52,956円
55歳	35年＝420か月	61,782円
60歳になるまで	40年＝480か月	70,608円



20歳から60歳になるまでの第2号被保険者・第3号被保険者の期間も、保険料納付済期間に含まれます（日本年金機構の資料）。受け取るには、納付済期間と免除期間などを合わせた受給資格期間が10年以上必要です。

3. 前の年度との差（令和7年度の月額は69,308円）

納付月数	令和7年度	令和8年度	差
120か月（10年）	17,327円	17,652円	+325円
240か月（20年）	34,654円	35,304円	+650円
360か月（30年）	51,981円	52,956円	+975円
480か月（40年）	69,308円	70,608円	+1,300円



資料には、令和8年度は令和7年度から、国民年金（基礎年金）が1.9%の引き上げと書かれています（日本年金機構「令和8年4月分からの年金額等について」）。

4. 免除の期間があるとき

期間	数え方（令和8年度の式）
保険料を納めた月	そのまま
全額免除の月	月数×8分の4
4分の1納付の月（4分の3免除を受けて4分の1だけ納めた月）	月数×8分の5
半額納付の月（半額免除を受けて半額だけ納めた月）	月数×8分の6
4分の3納付の月（4分の1免除を受けて4分の3だけ納めた月）	月数×8分の7

例（架空）	式	結果
全額免除80か月ぶん	80か月×8分の4	40か月
数える月数	360か月＋40か月	400か月
月額	70,608円×400÷480	58,840円
納付360か月だけなら	70,608円×360÷480	52,956円

平成21年3月分までの免除期間は、全額免除は3分の1、4分の1納付は2分の1、半額納付は3分の2、4分の3納付は6分の5で計算します。一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）の承認を受けた期間は、減額された保険料を納めていない場合、未納期間扱いです。学生納付特例・納付猶予の期間は、保険料を追納していない場合、年金額には反映されません。

5. ねんきん定期便の数字を書き写す欄

ねんきん定期便（50歳以上のハガキ）に印字された数字を、そのまま書き写す欄です。この資料では計算しません。国民年金の第1号被保険者の月数は、保険料を納めた期間と免除された期間の合計で、納付済の月数そのものではありません。老齢基礎年金の見込額は、第1号被保険者期間（未納月数を除く）、第3号被保険者期間、厚生年金保険などの被保険者期間の月数を基に計算されると、定期便の見方に書かれています（日本年金機構「令和8年度ねんきん定期便（ハガキ）の見方（50歳以上の方）」）。

(1) 印字された数字を書き写す欄

定期便の項目	書き写す欄
「これまでの年金加入期間」国民年金 第1号被保険者の月数（納付＋免除の合計）	
同 第3号被保険者の月数	
同 厚生年金保険などの月数	
同 付加保険料納付済月数（ある場合）	
「老齢年金の種類と見込額（年額）」基礎年金の見込額（65歳から） 年齢により計算の前提が異なる。定期便に書かれた額をそのまま書き写す	

(2) 生年月日の区分を確かめる欄

区分	自分に当てはまる方に○
昭和31年4月2日以後生まれ（満額 年額847,300円・月額70,608円）	
昭和31年4月1日以前生まれ（満額 年額844,900円・月額70,408円）	

定期便の見込額は日本年金機構が計算した額です。この資料の1〜3節の表・図（4節の免除例を除く）は、納付済期間のみ・免除なしの概算で、免除・平成21年3月分までの免除割合は反映していません。第2号・第3号期間は納付済期間に含めています。

出典（2026年11月2日に確認）

日本年金機構「老齢基礎年金の受給要件・支給開始時期・年金額」（更新日2026年9月4日）
https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/roureinenkin/jukyu-yoken/20150401-02.html
日本年金機構「令和8年4月分からの年金額等について」（更新日2026年4月1日）
https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/kojin/2026/202604/0401.html
日本年金機構「令和8年度『ねんきん定期便』（ハガキ）の見方（50歳以上の方）」
https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/teikibin/teikibin.files/hagakigaido50ijyou.pdf

配布元・関連ページ（出典ではありません）

社畜眼鏡 PDF資料室（QR）
https://syatiku-me.com/pdf-shiryoshitsu/
社畜眼鏡 ブログ https://syatiku-me.com/
これらは配布元のページで、数字の根拠ではありません。